

# 特定震災特例経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第2項)

 **相双五城信用組合**

《ダイジェスト版》



平成28年6月

全国信用協同組合連合会

## 1. 特定震災特例経営強化指導計画の策定にあたって

当会では、相双五城信用組合が平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能強化のための特別措置に関する法律附則における特定震災特例を活用いたしました。

これにより、相双五城信用組合では、被害地域等において十分な金融仲介機能を発揮することができましたが、東日本大震災による直接被害のみならず、原発事故に伴う放射能汚染による風評被害が、サービス産業を含めた多業種に及び、地域経済への影響は今もってなお深刻な状況となっております。

このため、相双五城信用組合に対しましては、引き続き、直接・間接被害を受けた地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興に貢献することが求められており、当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

## 2. 前特定震災特例経営強化指導計画の総括

当会では、平成23年4月から平成28年3月までの5ヵ年において、前特定震災特例経営強化指導計画に基づき、相双五城信用組合の前特定震災特例経営強化計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

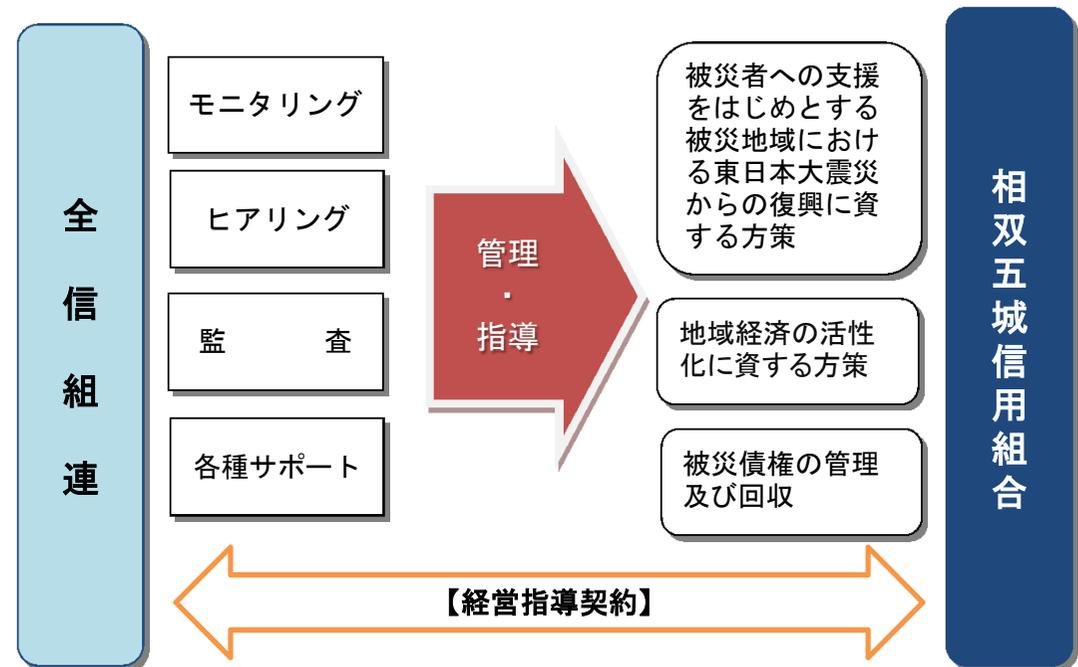
相双五城信用組合は、被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給を実現し、十分な金融仲介機能を発揮いたしましたほか、平成25年3月期より4期連続で当期純利益を計上する等、財務基盤の充実も図られております。

当会といたしましては、引き続き、相双五城信用組合に対し、詳細なヒアリング及び充実したサポート等を通じ、特定震災特例経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

### 3. 経営指導方針

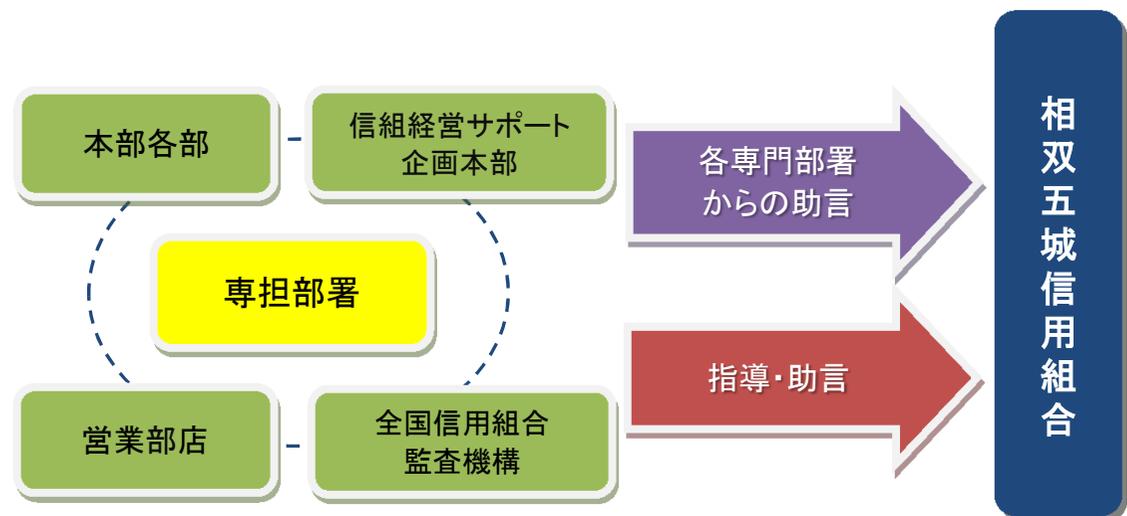
当会は、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構監査などによる管理・指導により、相双五城信用組合の特定震災特例経営強化計画の着実な履行をサポートしてまいります。

また、管理・指導を行うにあたっては、「経営指導契約」に基づき、適時・適切な対応を図ってまいります。



### 4. 経営指導体制

本部専担部署を中心とし、本部各部や管轄営業店と連携したきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



## 5. 経営指導のための施策

### ①特定震災特例経営強化計画の進捗管理

- 定期的な報告を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

### ②モニタリング、ヒアリング

- 経営状況やリスク管理状況に関する定期的なデータの分析を通じた状況把握と指導の実施。
- 定期的なヒアリングの実施による状況把握と、確認された課題・問題点に関する指導・助言の実施。

### ③全国信用組合監査機構による検証・指導

- 全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けた助言の実施。

### ④計画達成に必要な措置

- 融資推進、債権管理に関する他の信用組合の取組事例などの情報提供。
- 他の信用組合との取引先にかかる情報交流の仲介等の検討など事業再生支援へのサポート。
- 起業・創業等へのリスクマネーの供給制度の創設。
- 日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱い、地方創生に向けた取組みをサポートする代理貸付商品のリニューアル。など

## 6. 当会が保有する信託受益権等の額及びその内容

### (1) 信託受益権の額

信託受益権 21億円

### (2) 算定根拠

相双五城信用組合が東日本大震災の影響による地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、21億円の信託受益権を当会が保有するものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

### (3) 内容

1	信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	21億円
4	配当の方法	確定配当（非累積）
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
6	信託設定日	平成24年1月18日
7	受益権譲渡日	平成24年1月18日
8	信託予定期間	10年（延長可能）
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする

### 金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

